

2018 年度学位請求（博士）論文要旨

論文タイトル

被占領期教育改革における教育勅語「処理」

-政治過程的視点を用いて-

“Treatment” of “Imperial Rescript on Education” in the educational reform in occupied Japan.

- Using the angle of the political process-

人文学研究科教育学専攻博士後期課程

10DE-001

緒賀 正浩

1 本研究の目的

本研究は被占領期、即ち、ポツダム宣言を受諾して日本が連合国に降伏してから 1948（昭和 23）年 6 月 19 日の衆議院「教育勅語等排除に関する決議」、参議院「教育勅語等の失効確認に関する決議」（以下、両方合わせて、教育勅語決議）に至るまでの「教育に関する勅語」（以下、教育勅語）の「処理」過程を扱ったものである。

被占領期における教育勅語「処理」過程については、鈴木英一『日本占領と教育改革』や久保義三『対日占領政策と戦後教育改革』、鈴木英一・平原春好『資料教育基本法 50 年史』、貝塚茂樹『戦後教育改革と道徳教育問題』等を始め、これまでに多くの先行研究が積み重ねられてきた。

しかし、被占領期における教育勅語「処理」過程の研究は、1990 年代後半以降大きな進展を見せていない。そこで、本研究では 1990 年代以降の史料研究の進展を加味した上で、

教育勅語「処理」過程の捉え直しを試みた。その際、政治過程的視点として、被占領期という特殊な状況下を踏まえつつも、それでも尚、それぞれのプレイヤーが相応に明確な批判を衝突させていった相互作用の結果として教育勅語「処理」過程が形成されていったものとする視点、及び、教育勅語「処理」過程に未だ埋もれている未発の可能性を拾い上げる視点の2つの視点に留意した。

2 本論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

第1章では、前田多門（以下、前田）文相が展開した教育勅語「処理」論や公民教育構想を中心に、主として1945（昭和20）年代の教育勅語「処理」過程を扱った。その際には、勝田守一の回顧などで言及されつつも、史料上ではよく解っていなかった公民教育刷新委員会第二号答申の修正状況について、田中二郎教育文書などを使用して提示した。

第2章では、1945（昭和20）年12月頃より、占領軍を中心に本格的な模索が開始された新教育勅語渙発論が、主張を担うプレイヤーとその性質を変化させながら1946（昭和21）年10月に放棄されるまでの経緯を扱った。

第3章では、1946（昭和21）年6月中旬以降の教育勅語「処理」問題の再燃が、1946（昭和21）年7月16日のニッポンタイムズ報道によって急転し、1946（昭和21）年10月8日付文部次官通牒へと到るまでの経緯を扱った。この中でも、特に、1946（昭和21）年7月16日ニッポンタイムズ報道が議会論戦の報道としては不正確であった事などを議会答弁と記事を比較し、かつ、この不正確さが教育勅語「処理」過程に齎した影響がどのようなものであったかを中心に論じた。その後、教育刷新委員会（以下、教刷委）議事録などに現れる表現を追いながら、1946（昭和21）年10月8日付文部次官通牒の立案開始がいつの時点であったかの比定も試みつつ、成立過程を論じた。

尚、第3章補論として、被占領期における教育勅語「処理」過程において、1946（昭和21）年以降、教育勅語「処理」過程の重要な局面では必ず相対し、かつ、重要な役割を果たす事になった田中耕太郎（以下、田中（耕））と森戸辰男（以下、森戸）の教育勅語「処理」論を比較した。両者の「処理」論の共通性と相違性を比較する事で、被占領期における教育勅語「処理」を巡る対立軸が明らかにされると考えるからである。

第4章では、まず、旧教育基本法制定のイニシアティブについて、オア（Mark T.Orr）の

インタビューを手がかりに検討した後、旧教育基本法と教育勅語の関係についての説明が変容する様子を、旧教育基本法と教育勅語に関する回答のある1947（昭和22）年1月19日案と1947（昭和22）年3月12日の議会想定問答書から論じた。加えて、旧教育基本法成立後の教育勅語に対する扱い方を文相に就任した森戸の答弁から浮かび上がらせた。

第5章では、1948（昭和23）年6月19日の教育勅語決議について、民政局（以下、GS）が教育勅語「処理」過程に参入してくる経緯を概観した後、主に国会における議論を追いながら教育勅語決議の成立過程を把握した。さらに、教育勅語決議を巡る報道統制について、プランゲ文庫中に残る新聞検閲ゲラを用いて明らかにした。

3 本研究によって得られた知見

第1章では、1945（昭和20）年8月15日以後、日本政府は国体護持の方針の下、自主的に教育改革を模索する中で、教育勅語については、前田による教育勅語謹読論を軸として教育勅語の「処理」を模索した事を扱った。この方針は、公民教育刷新委員会での議論では第二号答申案において、教育勅語について「わが國民教育が「教育に関する勅語」の趣旨に基く限り公民教育もまた聖旨を奉体し、これに依據して行はるべきであるのはいふまでもない。」という表現から、「わが國民教育が「教育に関する勅語」の趣旨に基く限り公民教育もまたこの立場に立つて行はるべきであるのはいふまでもない。」と、答申の文面がやや後退したものの、前田の失脚後も継続した公民教育構想の中に取り込まれる形で1946（昭和21）年5月頃まで継続した。加えて、この時期は民間情報教育局（以下、CI&E）側の準備不足や前田の友好関係などを基盤とする形で、文部省は教育勅語「処理」を日本政府に有利な形で進めることが出来た。

第2章では、1945（昭和20）年12月以降から1946（昭和21）年10月に新教育勅語渙発論が完全に放棄されるまでの経緯を扱った。1945（昭和20）年12月3日のCI&Eの担当者研究に前後する頃から、CI&Eは新教育勅語渙発論を模索するようになり、翌1946（昭和21）年には日本政府にも新教育勅語渙発を要求するようになる。既に、前田から安倍能成（以下、安倍）に文相が交代していた文部省は、新教育勅語渙発によって教育勅語が否定されるものではないと言質をCI&Eから取り付けた後、憲法改正問題が小休止に入った1946（昭和21）年3月15日に昭和天皇に内奏を行い、そして、原案作成の下命を受ける事で新教育勅語渙発が政治日程に上りかける。しかし、この時の新教育勅語渙発は1946

(昭和 21) 年 4 月以降の日本政府と CI&E の政治混乱によって時期を逸してしまう。その後、新教育勅語渙発論は、天皇の権威によって教育勅語を否定し教育理念の転換を図るという形、即ち、新教育勅語奏請論に変質しつつ 1946 (昭和 21) 年 8~9 月に再度模索され、最終的に教刷委第一特別委員会の決議中において「新憲法発布の際に賜るべき勅語の中に、今後の教育の根本方針は新憲法に則るべきことを示されたいこと」という形で盛り込まれたが、この時は、文相に就任していた田中 (耕) の存在によって実現する事はなく、結果、新教育勅語渙発論は 1946 (昭和 21) 年 10 月には完全に放棄された。

第3章では、1946 (昭和21) 年6月頃より再燃した教育勅語「処理」問題が、1946 (昭和 21) 年10月8日付文部次官通牒へと到る経緯を扱った。1946 (昭和21) 年5月に文部大臣に就任した田中 (耕) は、教育理念の決定を政治から切り離すという教育権の独立論を背景にした教育勅語相対化論という独特の教育勅語「処理」論を以て教育勅語「処理」を行おうとした。しかし、田中 (耕) の教育勅語「処理」論は、1946 (昭和21) 年7月16日のニッポンタイムズ報道によって大きく誤解される事となった為、教育勅語「処理」問題は迷走した。但し、ここには、前田や安倍に比べ、CI&Eとの関係構築を怠った政治家としての田中 (耕) の問題もあった。この迷走は、ニッポンタイムズ報道が米国本国をも動かしてしまった為、1946 (昭和21) 年9月4日の三者会談で確認された筈の教刷委の文部省に対する独立性を踏み越えてまで、教育勅語の奉読禁止と田中 (耕) の教育勅語相対化論を合わせた1946 (昭和 21) 年10月8日付文部次官通牒の作成が急がれた。そして、1946 (昭和21) 年10月8日付文部次官通牒と翌日の国民学校令施行規則47条改正によって、教育勅語の法的拘束力は完全に解除され、ここで教育勅語「処理」は一先ずの決着がつけられる事になった。

第4章では、旧教育基本法立案作業の中で、旧教育基本法と教育勅語の関係に対する説明が変容していく状況を扱った。1946 (昭和21) 年10月8日付文部次官通牒として文部省の公式方針となっていた筈の田中 (耕) の教育勅語相対化論は、1947 (昭和22) 年1月に主張者である田中 (耕) が失脚した為に法的枠組みとしては維持されつつも理論的支柱を失ってしまった。田中 (耕) が失脚した後、教育勅語は自然法的意義に代わって歴史的意義を強調する論調が前面に出る形で、旧教育基本法との関係が説明されるようになる。この説明は、森戸が文部大臣になった事で、教育勅語の歴史的意義やモラルコードとしての意義を認めつつも、教育勅語は旧教育基本法によって代替されたという説明がなされる事によって、教育勅語の「処理」は穏便に進みつつあった。

第5章では、1948 (昭和23) 年6月の教育勅語決議が成立するまでの過程を扱った。1946

(昭和21)年7月16日のニッポンタイムズ報道以後、静かに関心を持つようになっていたGSは、おそらくは1948(昭和23)年5月に浮上してきた昭和天皇退位問題に触発される形で、教育勅語「処理」問題に新たなプレイヤーとして直接参入してきた。このGSの参入に対しては、これを好機として教育勅語の完全な否定を積極的に行おうとする松本文教委員長を中心とする衆議院文教委員会側と、決議を出す事そのものに消極的であった田中(耕)を中心とする参議院文教委員会側で対応が割れてしまった。但し、積極的に動いた衆議院にしても、教育勅語決議に消極的な勢力が野党だけではなく与党内にすら存在している状況であった。その結果、衆議院では、決議を緊急動議という形で上程するに到るまで各政治勢力の合意を取り付けられないという極めて不安定な状況になった。また、世論にあっては、日本側の自主性を演出する為に報道統制が行われており、結果、教育勅語決議に対する批判は国会内での状況とは裏腹に表に出る、即ち、国民間で共有される事を抑えこまれた。最終的に1948(昭和23)年6月19日、衆参同時に成立させることの出来た教育勅語決議は、学校に残されていた膳本類の回収という点では一致したが、その他の部分では全く一致しておらず、反って、冷戦体制の出現とその後の対立に旧教育基本法と教育勅語が巻き込まれていく状況を準備するものとなったのである。

被占領期における教育勅語「処理」過程は、概して、メディア報道に翻弄されてきた事が新たに指摘できる。とりわけ、1946(昭和21)年10月8日付文部次官通牒の契機、及び、1948(昭和23)年6月19日の教育勅語決議の契機がどちらもメディア報道である点は重要である。メディア報道に翻弄された状況下においては、教育勅語「処理」を巡る根本的な議論を行う時間が少なすぎた、即ち、袖井林二郎の言う「下から改革を捉えかえす自主性」を発揮する時間が十分に確保できなかった事を指摘出来るだろう。

・参考文献

鈴木英一『日本占領と教育改革』勁草書房、1983年。

久保義三『対日占領政策と戦後教育改革』三省堂、1984年。

袖井林二郎『占領した者された者』サイマル出版会、1986年。

鈴木英一・平原春好『資料：教育基本法50年史』勁草書房、1998年。

貝塚茂樹『戦後教育改革と道德教育問題』日本図書センター、2001年。